

# 奈良県司法書士会 役員等選任規則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、奈良県司法書士会の役員等の選挙及び選任に関して必要な事項を定めることにより、それらが公明且つ正大に行われることを目的とする。

2 奈良県司法書士会の役員、綱紀調査委員、奈良県司法書士会会則第27条第5項に規定する者（以下、「予備監事」という）、綱紀調査委員の予備委員、日本司法書士会連合会代議員（以下、「日司連代議員」という）及び近畿司法書士会連合会代議員（以下、「近司連代議員」という）の選挙及び選任に関しては、会則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 代議員 日司連代議員及び近司連代議員をいう。

(2) 役員等 役員、予備監事、綱紀調査委員、綱紀調査委員の予備委員及び代議員をいう。

### (選挙権及び表決権)

第3条 役員等の選任を行う総会期日において司法書士会員（以下、「会員」という）である者は、選挙権及び表決権を有する。

### (被選挙権及び被推薦者の資格)

第4条 会員（退会届を提出した会員及び退会したとみなされた会員を除く）は、被選挙権を有し、役員等として推薦される資格を有する。

## 第2章 役員等の選任方法

### (選任方法の通則)

第5条 役員等（次項各号に掲げるものを除く）は、選挙によって選任する。ただし、次条乃至第8条において、表決によって承認することにより選任すると定めるものについてはこの限りでない。

2 次の各号に掲げる役員等は、当該各号に定めるものが、役員等となるべき者を総会に推薦し、総会がそれを表決によって承認することにより選任する。

- (1) 日司連代議員のうち1名 会長
- (2) 理事のうち6名以内 支部（一支部あたり3名まで推薦することができる）
- (3) 監事及び予備監事 支部代表者会議
- (4) 会員である綱紀調査委員 支部（一支部あたり3名）
- (5) 会員でない綱紀調査委員及び綱紀調査委員の予備委員 会長

3 選挙による選任は、選挙管理委員会が第3章に定めるところにより執り行い、表決による選任は、議長が第4章に定めるところにより執り行う。

4 役員等を選任する総会においては、はじめに会長を選任し、次に会長以外の役員等について選挙による選任を行い、最後に、会長以外の役員等について表決による選任を行う。

（会長選挙に立候補がない場合の特則）

第6条 会長選挙に立候補がない場合、総会は、第5章に定める役員等候補者選考委員会が推薦した者を表決によって承認することにより、会長を選任する。

（定員の上限に達しない場合の特則）

第7条 前2条の規定により選任された役員等（会長を除く、本条において以下同じ）の員数が、各役員等の定員の上限に達しない場合、総会は、会長（当該総会後の会長として選任された者をいう）が推薦した者を表決によって承認することにより、定員の上限に満つるまでの役員等を選任することができる。

（補欠増員の場合の特則）

第8条 副会長、理事又は代議員を増員又は補充する場合、総会は、理事会の推薦した者を表決によって承認することにより、これらの役員等を選任することができる。

## 第3章 選挙による選任

### 第1節 選挙管理委員会

（選挙管理委員会）

第9条 この規則による選挙事務を行うため、選挙管理委員会（以下、この章において「委員会」という）を設置する。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、選挙管理委員4名以上6名以内をもって組織する。

- 2 委員会は、選挙管理委員長が招集する。ただし、最初の委員会は会長が招集する。
- 3 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選による。
- 4 選挙管理委員長は、委員会を代表し、その事務を統理する。

(選挙管理委員の選任)

第11条 選挙管理委員は、各支部が当該支部所属会員2名又は3名を推薦し、会長がこれを選任する。欠員を補充する場合、欠けた委員の所属支部が新たに推薦する。

(選挙管理委員の任期)

第12条 選挙管理委員の任期は、選任後に開催される定時総会終結の時までとする。

(選挙管理委員の資格喪失)

第13条 役員は、選挙管理委員を兼任することができない。

- 2 選挙管理委員は、役員等に立候補したとき、又は第5条第2項の規定に従い推薦されることが決まったときに、選挙管理委員としての資格を喪失する。

(選挙告示)

第14条 選挙管理委員長は、選挙期日の30日前までに、次の事項を定めて本会の事務所に掲示するとともに、会員に通知しなければならない。

- (1) 第5条第1項に定める選挙を行う旨
- (2) 選挙日時及び場所
- (3) 被選挙役員等の種別及び員数(日司連代議員又は理事の被選挙員数に変動が加わる可能性がある場合はその旨)
- (4) 立候補届出期間
- (5) その他必要と認める事項

(立候補者告示)

第15条 委員会は、立候補届出期間経過後すみやかに、前条と同様の方法により、立候補者の氏名及び役員種別を、会員に通知しなければならない。

- 2 立候補者は、選挙期日の2週間前までに、A4版用紙2枚以内の選挙広報を作成し、委員会に提出することができる。
- 3 選挙広報には、立候補者の氏名、事務所所在地、略歴、所信表明及び肖像写真その他委員会の定める事項を掲載することができる。
- 4 選挙広報が提出された場合、選挙管理委員長は、選挙期日の1週間前までに、こ

れを会員に回付しなければならない。

## 第2節 選挙の方法

### (立候補の届出)

第16条 役員(監事を除く)及び代議員に立候補しようとする者は、立候補届出期間内に、様式第1号に定める立候補届出書を委員会に提出しなければならない。

2 会長に立候補しようとする者は、会員5名以上の推薦を得なければならない。

### (投票方法)

第17条 選挙は直接無記名投票によって行い、委任による投票を認めない。

2 投票は、委員会によって配布された様式第2号に定める投票用紙の当選させたい候補者の欄に、丸印を記入し、投票箱に投票する方法によって行う。

3 各選挙権者が有する投票数は、会長選挙につき1、副会長選挙につき3、理事選挙につき6、日司連代議員選挙につき2、近司連代議員選挙につき4とする。ただし、一候補者につき記入する丸印は1つとする。

### (開票)

第18条 開票は、委員会が総会場にて行う。開票には、議長の指名する、役員以外の会員3名が立ち会う。

### (無効票)

第19条 次の各号のいずれかに該当する投票はその全てを無効とする。

(1) 第17条の規定に反して投票されたもの

(2) 記入内容が確定できないもの

### (会長選挙の当選者)

第20条 会長選挙においては、有効投票数の過半数を獲得した者を当選者とする。

2 過半数を獲得した者がいない場合は、得票数の多い候補者2名について、更に選挙を行う。

3 得票数が同数で当選者が決まらない場合は、抽選による。

### (会長以外の選挙の当選者)

第21条 会長以外の役員等の選挙においては、有効得票数の多い者から定員に満つるまでの者を当選者とする。

2 得票数が同数で当選者が決まらない場合は、抽選による。

(無投票当選)

第22条 会長、副会長及び近司連代議員への立候補者数が、各々の定員上限以下である場合、全ての立候補者を無投票当選とする。

2 理事への立候補者の数が、理事の定員上限から支部が理事として推薦した者の数を控除した数以下である場合、全ての立候補者を無投票当選とする。

3 日司連代議員への立候補者の数が、日司連代議員の定員から会長が日司連代議員として推薦した者の数を控除した数以下である場合、全ての立候補者を無投票当選とする。

(開票結果の報告)

第23条 選挙管理委員長は、開票後、総会場において直ちに、役員等の種類別に、投票者数、有効投票数、無効投票数、各候補者の得票数及び当選者の氏名その他の必要事項を報告しなければならない。

(就任承諾)

第24条 当選した者は、就任を承諾したものとみなす。

### 第3節 選挙運動

(選挙運動の期間)

第25条 選挙運動の期間は、立候補届出期間満了の翌日より選挙の行われる総会の前日までとする。

(所信表明)

第26条 立候補者は、総会場において所信表明を行うことができる。

(選挙運動の倫理)

第27条 選挙運動は、公明且つ正大に行われなければならない。

2 自己の当選のため又は特定の候補者の当選のため若しくは当選を妨げるためになされる次の行為は禁止する。

(1) 利益の授受又はその約束

(2) 供応し又は受けること

(3) 候補者に対する誹謗中傷

## 第4章 表決による選任

(推薦方法)

第28条 会長、支部、支部代表者会議及び役員等候補者選考委員会委員長（次項において「推薦者」と総称する）は、推薦書を議長に提出する方法により候補者を総会に推薦する。

- 2 推薦者は、候補者の選定について相互に連絡を取り、重複推薦を避け、役員の兼任禁止規定に抵触したり、選挙事務に支障を来したりすることのないよう努めなければならない。

(表決方法)

第29条 表決の方法は、奈良県司法書士会総会会議規則の表決に関する定めに従う。

- 2 議長は、異議のない限り候補者の全員又は役職別の候補者全員について一括して採決に付すことができる。
- 3 修正動議の提出はこれを認めない。

(就任承諾)

第30条 表決により選任された役員等は、様式第3号に定める就任承諾書を本会事務局に提出しなければならない。総会終了後1週間を経過しても提出しない者は、就任を辞退したものとみなす。

## 第5章 役員等候補者選考委員会

(役員等候補者選考委員会)

第31条 立候補届出期間に会長選挙に立候補がない場合、会長は、役員等候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という）を設置し、第6条の定めに従い総会に推薦する候補者を選考させなければならない。

- 2 副会長、理事又は代議員の立候補者の数が、各定員の上限数（理事につき6を控除し、日司連代議員につき1を控除した数）に達しない場合、会長は、選考委員会を設置し、会長が総会に推薦すべき候補者を選考させることができる。

(選考委員会の組織)

第32条 選考委員会は、次の各号に掲げる者によって組織する。

- (1) 会長
- (2) 理事会が選任する会員3名

- (3) 支部長
  - (4) 各支部が選任する会員（一支部あたり2名）
  - (5) 綱紀調査委員長
- 2 選考委員会は、選考委員長が招集する。ただし、最初の選考委員会は会長が招集する。
  - 3 選考委員長は、選考委員の互選による。
  - 4 選考委員長は、選考委員会を代表し、その事務を統理する。

(選考委員の任期)

第33条 選考委員の任期は、選任後の総会で会長が選任されたときまでとする。

(選考方法)

第34条 候補者の決定は、選考委員の過半数をもって行う。可否同数の場合は選考委員長がこれを決する。

## 第6章 予 選

(予 選)

- 第35条 臨時総会において役員等の予選を行う場合、当該臨時総会と、改選される役員等の任期満了が予定される総会との間に、6ヶ月以上の期間をおいてはならない。
- 2 予選は役職別に行うことができる。ただし、一の役職の一部の員数について行う事はできない。
  - 3 第24条及び第30条の規定にかかわらず、役員等として予選された者は、様式第4号に定める就任承諾書を本会事務局に提出しなければならない。総会終了後1週間を経過しても提出しない者は、就任を辞退したものとみなす。
  - 4 予選された役員等は、役員等とみなして、奈良県司法書士会旅費及び役員等手当支給規則を適用する。

## 第7章 補 則

(改 廃)

第36条 本規則の改廃は総会の決議によりこれを行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年5月19日から施行する